

次世代法 一般事業主行動計画

〔次世代育成支援対策推進法における活躍の推進に関する法律〕に基づき次の通り一般事業計画を策定します。

1 行動計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日 までの2年間

2 行動計画 次世代育成支援対策の内容として定めた事項

目標①	男性職員の育児休業の利用者を2人以上とする
実施時期	令和8年4月1日～
取組内容	令和8年6月頃～ 育児休業等の両立支援に関する各制度を利用する職員に対し配布していた職員ごとの休暇取得スケジュールをリニューアルし対象者には個別レクチャーを実施する 令和8年6月頃～ 子の看護休暇等の両立支援に関する各制度を社内報等で職員へ周知し男性職員の取得促進を図る

目標②	年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均9日以上とする
実施時期	令和8年4月1日～
取組内容	令和8年4月 前年実績の取得状況を把握 令和8年6月 管理者に対し取得促進の指導と意識醸成を図る。 令和8年7月 職場風土改善 ・部署ごとの年次有給休暇取得率を運営会議及び社内イントラネットで共有 ・計画的取得の推進 年次有給休暇取得計画表を作成し、計画的取得を推進する。

目標③	全職員の一人当たりの残業時間を月平均2時間以内とする
実施時期	令和8年4月1日～
取組内容	令和8年6月頃～ 時間外労働の原因と分析等を行う(出退勤の現状把握) 令和8年6月頃～ 会議内で管理職を対象とした意識改革のための勉強会

女性活躍推進法 一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき次の通り一般事業計画を策定します。

1 行動計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日 までの2年間

2 行動計画 女性の職業生活における活躍推進に関する事項

(1) 数値目標

目標①	男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合を各役職層ごとに10%UP
実施時期	令和8年6月～令和9年6月頃
取組内容	■ 各職場ごとの業務の状況の現状把握を行い、役職者による業務の優先付け・業務分担の見直し等を行いマネジメント意識を構築させる ■ 昇進に必要な研修等の受講 令和8年11月頃～ 部署への説明 令和9年12月 対象者の把握。計画・改善案を提出、実行 令和9年6月 改善・研修受講等の状況報告 令和9年11月頃 昇進対象者リストアップ 発令

目標②	全職員の一人当たりの残業時間を月平均2時間以内とする
実施時期	令和8年4月1日～
取組内容	令和8年6月頃～ 時間外労働の原因と分析等を行う(出退勤の現状把握) 令和8年6月頃～ 会議内で管理職を対象とした意識改革のための勉強会